

研修機関における CEMSAR マークの使用要領

CEMSAR RT 700

一般財団法人 省エネルギーセンター
エネルギーマネジメントシステム審査員評価登録センター

制定・改定履歴

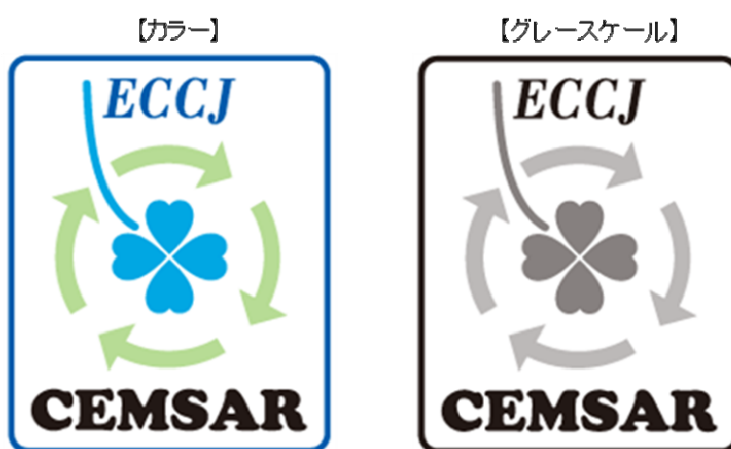
版番号	年月日	制定、改定内容
00	2011年9月2日	制定

研修機関における CEMSAR マークの使用要領

本使用要領は、「エネルギーマネジメントシステム審査員研修コース承認基準に関する補足（CEMSAR AT 200）」に関連して、研修コースを運営する研修機関（以下、運営研修機関という。）における CEMSAR マークの使用要領を指定するものである。

(1) CEMSAR マークとその表示方法

- 1) CEMSAR マークは、ロゴ及び図形等から構成される下記のマークとする。配色はカラーとグレースケールの2種類であるが、マークの基本色はグレースケールとする。



- 2) 使用においては、字体を含めこのままで、一体として使用するものとする。同一比による縮小または拡大は可能とするが、縮小することによりロゴが明瞭に判読できない場合は、そのサイズの認証マークを使用してはならないものとする。
- 3) 字体、色彩、図形その他具体的なマークの表現については、CEMSAR が提供するマークのデータに従って、印刷等の処置がなされるものとする。

(2) CEMSAR マークの管理

運営研修機関は、CEMSAR が使用のために提供したマークの清刷等に関する適切な管理を行わなければならない。この管理は、運営研修機関が、印刷物等の作成のために CEMSAR のマークの清刷等を下請負業者に使用させた場合に、使用させた下請負業者の一覧を作成すること、及び下請負業者における管理の実施を確実にすることを含む。

(3) CEMSAR マークの使用条件

- 1) 運営研修機関は、CEMSAR が承認した研修コースに関して、その研修コースの使用を記述する資料等において、その研修コースが CEMSAR の承認であることを示す目的のために限り、CEMSAR マークを表示することができる。この場合において、CEMSAR マークは、運営研修機関のマーク等と共に表示されるものとする。

- 2) CEMSAR マークの表示にあたっては他の表示から明瞭に区別されなければならない。
また、CEMSAR マークの表示は、運営研修機関のマーク等との対比で均整のとれる体裁でなければならない。また、CEMSAR が付与する承認番号を併せて表示するものとする。
- 3) 運営研修機関は、当該研修コースの承認の有効期限内においてのみ、CEMSAR マークを使用することができるものとする。承認のためのサーベイランス又は更新を行わず、又は、承認の一時停止又は取り消し処分が行われた場合、CEMSAR マークの表示を中止し、CEMSAR マークを表示した資料等は破棄しなければならない。

(4) CEMSAR マークの不適切な使用に対する処置

- 1) 運営研修機関が本使用要領に反して CEMSAR マークを表示し、或いは必要な管理を実施しなかった場合、CEMSAR は、是正処置を要求することができる。
- 2) CEMSAR の是正処置要求に対して直ちに適切な対応がとられない場合は、CEMSAR は、運営研修機関に対して研修コース承認の一時停止又は取り消しの処置を取ることができる。